

仙台市議会議長 赤間次彦 殿

政務調査費に関する公開申入書

2007年11月27日

仙台市民オンブズマン 代表 ^そ ^ご ^う 河 弘

(連絡先)

〒980-0021 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F

TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267

事務局：庫山（くらやま）

私たちは、税金の無駄遣いを監視する市民運動をすすめており、政務調査費、海外視察費、費用弁償の適正化を求める活動を行っております。

本年11月13日、仙台地方裁判所第1民事部は、宮城県議会議員の政務調査費の支出に関して、「実額方式によってなされるべきである」との判断を示し、各会派に対し、実に665万円余りの返還を命じました（請求額は802万円余り）。

貴議会は、現在政務調査費支出のあり方を再検討し、来年2月を目処に条例改正を目指すとされております。そこで、上記判決の趣旨を十分ご理解され、適切妥当なルールを作成されたく、ここに公開申し入れを致します。

なお、今回の申し入れは、上記判決で示された政務調査費の実額方式に絞って述べるものです。私たちは既に本年6月26日に「政務調査費等に関する公開申入書」を提出しておりますので繰り返しません、その趣旨にも十分にご留意ください。

記

第1 申し入れの趣旨

1 会議の公開

政務調査費等の取り扱いを協議するすべての会議において、市民やマスコミの傍聴を認め、公開すること。

2 政務調査費については次の諸点を条例・規則等に盛り込み、義務付けること

- (1) 政務調査費の費用弁償の方法は、調査研究を行う際に現実に要した実費相当の費用を計算した上で、これを支給する実額方式によってなすべきこと。
- (2) 旅費についても、職員の旅費規定の範囲内での実費支給とし（宮城県議会のような過大な簡便計算は採用しないこと）、概算払の場合はきちんと精算を行い、支出を裏付ける領収書等の証拠書類をすべて議長に提出すること。領収証等は債権者の発行したものとすること。

- (3) 旅費については、いつ、どこに、何のために、何km移動したのかを記載した文書（1件ごとの支出伝票）を作成し、議長に提出すること。
- (4) 政務調査費の使途を、市政に関する調査研究とそれに密接に関連する事項に限定した、厳格な使途基準を定めること。
- (5) 政務調査費による活動成果、活動内容を記載した詳しい報告書を作成し、議長に提出すること。
- (6) 政務調査費の支出に際しては、支出項目、支出年月日、金額、債権者名、具体的な支出内容が記載された文書（1件ごとの支出伝票）を作成し、議長に提出すること。
- (7) 政務調査費の支出に際しては、支出を裏づける領収書等の証拠書類のすべてを金額にかかわらず議長に提出すること。領収書等は、債権者の発行したものとする。
- (8) 調査・研修にあたっては、視察者名、視察先（場所、相手方氏名等）、期間等、及び調査・研修の目的、必要性、内容、成果等が市民によくわかるように、詳しい計画書及び報告書を作成し、議長に提出すること。
- (9) 事務所費、人件費等について政務調査費を按分支給する場合は、議員において合理的な説明と証拠の提出を義務付けること。

第2 申し入れの理由

1 会議の公開について

本年6月26日の当オンブズマンの公開申し入れを無視して、政務調査費制度の見直しを協議する市議会検討会議は非公開とされ、本年10月2日、答申が出されました。

しかし、出された答申は極めて不十分な内容であり、「改革を装った」と評価するほかないものです。すなわち、国会ですら1円以上の領収書を添付することが議論されているにもかかわらず、1万円を超える領収書のみ添付すればよいとされました。これでは1万円以下の領収書を添付しないことによって、大部分の使途を隠す抜け道を用意したというほかありません。また、報告書を添付することにした点については、調査活動概要の記載にとどまり不十分です。詳細な報告書でなければ市政との関連性が明らかになりません。その他の改革については当然のことを定めたに過ぎず、評価に値しません。結局、交付額を月額35万円に下げて、ほんの一部を公開することによって世論の批判をかわそうとしただけです。「改革を装った」と評価されてもやむを得ないものと考えます。

このような不当な答申となった原因は、市民に聞かれてはまずい話を密室で行い、議員の都合を押し通したからです。もし、検討会議が公開で行われていれば、このような恥ずかしい答申は出せなかったはずです。

そもそも、政務調査費の透明性を高めるための議論をするのですから、その議論が不透明であることは許されずです。政務調査費の不正使用の原因は、領収書も添付しない、使途も調査内容も説明しないという議員の秘密主義にあることは明らかです。議員の秘密主義が政務調査費の不正使用を呼びこらせたのであり、このことに市民の批判も集中しているのです。

以上より、今後の会議では、正々堂々、市民の目の前で公開討論がなされるべきです。

2 政務調査費について

政務調査費については、その用途を示す領収証の公開のみならず、政務調査活動の内容が報告書等によって市民に明らかにされることが必要です。

既に宮城県も含め、いくつかの県では全面公開しており、札幌市議会も政務調査費の領収書の全面公開を決定しています（詳しくは、全国市民オンブズマン連絡会議のホームページ <http://www.ombudsman.jp/> をご参照ください。）。

しかし現在、仙台市議会では、ごく簡単な収支状況報告書を議長に提出することだけが義務付けられており、領収書その他の証拠書類や調査研究報告書については全く義務付けられていません。そのため、当該調査テーマが、いったい仙台市政とどのように関連するのかについて、市民が情報公開によって知ることができません。結局、これらの不透明さが不正支出の温床となっているといわざるを得ません。

加えて、本年11月13日、仙台地裁第1民事部は、宮城県議会議員の政務調査費の支出に関して、「政務調査費の費用弁償の方法は、原則として、調査研究を行う際に現実に要した実費相当の費用を計算した上で、これを支給する実額方式によってなされるべきであるから、実費相当額を超える支出がなされた場合には、当該超過部分の支出は、原則として、上記用途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠き、違法との評価を免れないというべきである。」（判決書67頁68頁）と述べ、実額方式によるべきことを宣言しました。この実額方式を実現するためには、領収書添付を義務付けることが最も現実的で妥当です。もはや、一部の領収書だけ（例えば1万円超の領収書だけ）の提出で実額方式を免れようとするのは許されません。また、現実にかかった旅費を超過するような宮城県議会の簡便計算方法も許されないことが明白となりました。貴議会におかれては、上記判決の趣旨を正しく理解され、実額方式を実現するに足る領収書添付等の適正なルールを定めるべきです。

よって、政務調査費の用途の透明性を高め、適正な支出を担保するため、上記のとおり、申し入れます。

以上